

熊本市制100周年記念「人づくり基金」実施要綱

制定	平成 3年市長決裁
改正	平成16年 4月 1日市長決裁
	平成19年10月18日市長決裁
	平成21年 6月 1日文化国際課長決裁
	平成22年 4月 1日文化国際課長決裁
	平成22年 9月 1日文化国際課長決裁
	平成23年10月28日市長決裁
	平成25年12月27日市長決裁
	平成27年11月20日市長決裁
	平成28年 3月31日文化振興課長決裁
	平成29年 4月 1日経済観光局長決裁
	平成30年11月28日文化振興課長決裁
	令和 5年10月 1日文化政策課長決裁
	令和 7年 3月25日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市制100周年記念人づくり基金条例（平成元年条例第7号）に基づく熊本市制100周年記念人づくり基金（以下「基金」という。）の運用について、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第2条 基金の運用に係る基本理念は、次のとおりとする。

くまもとは、水と緑の自然に恵まれ、九州の城下町として、日本の長い歴史とともに支えてきた、豊かな風土の地である。

人々は力を合わせて、先哲から受け継いだ伝統を守り、質実な気風のなかから、常に時代とともに生き、未来への展望を心がけ、今日の熊本を創りあげてきた。

平成元年に、市制100周年を記念し、多くの市民の貴重な浄財によって設置された人づくり基金の活用により、将来にわたって豊かな自然と文明の調和を目指し、安全と活力に満ちた熊本市をつくるための創造的な人材を育成しようとするものである。

現代は細分化された社会相のなかで多様な価値観がひしめくが、それぞれの本分を通して真に社会に貢献する熱意と知性に溢れた人材を望むものである。

(基金の運用等)

第3条 基金の運用及びその対象は、次の各号のいずれかに該当する者であって、社会の各分野での活動の実績があり、かつ、指導的役割を果たす見込みがあると認められるもの（団体を含む。以下同じ。）に対して、熊本市制100周年記念人づくり基金援助金（以下「援助金」という。）又は熊本市制100周年記念人づくり基金褒賞金（以下「褒賞金」という。）を交付することにより行う。

- (1) 環境（生活環境・自然環境・文化的環境）の保全及び創造に貢献する者
- (2) 少子高齢化社会等の進展に伴う福祉需要の増大、多様化、高度化等に対応するため、社会福祉に貢献する者
- (3) 熊本の風土を受け継いだ伝統芸能、伝統工芸等を後世に伝えるため、その継承等に貢献する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第2条の基本理念に基づき、社会の各分野において独創的又は先進的な活動及び業績に貢献するものとして市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、援助の対象としない。

- (1) 援助金の対象経費について、他の助成制度からの助成等を受けている場合
- (2) 申込時に、援助金を受けようとする事業を既に開始している場合
- (3) 既に基金の援助金又は褒賞金を受けた者（ただし、その後の活動又は業績が特に優れた実績のある場合を除く。）
- (4) 前2号に掲げるもののほか、熊本市制100周年記念人づくり基金選定委員会（以下「委員会」という。）が不適当と認める場合

(援助金の区分等)

第4条 援助金の区分及び内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容とし、援助金の対象は、援助を受ける年度中（交付決定前の期間を含む。）を開始する事業に係る経費とする。

(1) 海外研修援助 次に掲げる要件に該当する海外の優れた知識若しくは技術の習得又は国際交流への貢献に対して行う援助

ア 留学、国際会議、研修等の内容、日程が具体的に定められ、相手方の対応が文書等で確認できること。

イ 国際交流事業にあつては、その内容が具体的に定められ、国際交流に著しく貢献することが期待されること。

ウ 留学、研修等の援助期間は1年以内とする。

(2) 国内研修援助 社会の各分野で、知識又は技術を習得するため、次に掲げる要件に該当する国内で行われる研修、研究、講演会等への参加又は研修等の実施に対して行う援助

ア 上記の内容、日程が具体的に定められ、相手方の対応が文書等で確認できること。

イ 実施しようとする研修等の内容及び構想が、具体的に定められ、文書等で確認できること。また、人材育成に著しく貢献することが期待されるものであること。

ウ 留学、研修等の援助期間は1年以内とする。

(3) その他の援助 前2号に掲げるもののほか、援助することにより、社会の各分野において指導的役割を果たすべき、国際感覚を備えた創造性豊かな人材の育成が期待されるものに対して行う援助

2 褒賞金は、褒賞することにより、将来にわたって更なる活動が期待される者として市長が別に定める要件を満たす者に対して行う顕彰とする。

(援助金及び褒賞金の額)

第5条 援助金及び褒賞金の額は、次の各号に掲げる援助の区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において、当該援助の対象となる活動の内容、経費等を審査して決定した額とする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、これを増額することができる。

(1) 海外研修援助 次に掲げる費用の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 研修費用 研修に要する費用（旅費を除く。）の合計額（当該額が100万円を超える場合は100万円）

イ 旅費 旅費として要する費用の3分の1に相当する額（当該額が10万円を超える場合は10万円）

(2) 国内研修援助 次に掲げる費用の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 研修費用 研修に要する費用（旅費を除く。）の合計額（当該額が100万円を超える場合は100万円）

イ 旅費 旅費として要する費用の3分の1に相当する額（当該額が10万円を超える場合は10万円）

(3) その他の援助 50万円

(4) 褒賞 30万円

2 前項の援助金及び褒賞金の額は、予算の範囲内において決定するものとする。

(資格要件)

第6条 援助金又は褒賞金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者（市税を滞納していない者に限る。）とする。

(1) 個人 熊本市内に住所を有すること

(2) 団体 熊本市内に本拠地又は事務所があること

(申込手続)

第7条 援助金又は褒賞金を受けようとする者又は褒賞金を受ける者を推薦しようとする者（以下「援助申込者」という。）は、次の期間内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、熊本市制100周年記念人づくり基金援助申込書（様式第1号）に市長が別に定める書類を添えて申し込まなければならない。

(1) 前期 12月1日から2月15日まで

(2) 後期 5月1日から7月15日まで

2 市長は、前項の申込みの内容等に疑義があるときは、これを調査し、援助申込者の説明を聞くことができる。

(被援助者等の決定)

第8条 市長は、前条第1項の提出があつたときは、委員会の審議を経て、援助の対象となる者（以下「被援助者」という。）及び援助の額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定後速やかに援助申込者にその旨を通知するものとする。
- 3 市長は、援助の決定に当たって必要と認めるときは、条件を付することができる。
(暴力団員等の排除)

第8条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、申請者が熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるもの（第12条第3号において「暴力団員等」という。）に該当する場合は、援助者及び援助の額の決定をしないことができる。
(変更等に係る届出)

第9条 被援助者は、申込みの内容の変更、中止、取下げ等の理由が生じたときは、遅滞なく文書で市長に届け出なければならない。
2 市長は、前項の報告があった場合は、必要に応じ援助額の変更、中止、取消し等を行うことができる。
(援助金の交付)

第10条 被援助者（褒賞による被援助者を除く。）は、第8条第2項の通知があったときは、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間内に市長に提出するものとする。
(1) 事業計画書
(2) 予算書
(3) その他参考となる資料

2 市長は、前項の提出があったときは、これを審査し、適当であると認めた場合は、援助金の全部又は一部を申込者の指定する銀行の口座に振り込むものとする。
(実施の確認)

第11条 被援助者（褒賞による被援助者を除く。）は、援助の対象となる事業（以下「援助事業」という。）の報告のため、次の各号に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。
(1) 事業実施報告書
(2) 決算書
(3) 領収証等の事業に係る経費の支出を証する書類又はその写し
(4) 事業の経過又は成果を証する書類等
(5) その他参考となる資料

2 市長は、援助事業が6箇月以上にわたるときは、被援助者に対し近況を明らかにした報告を求めることができる。
3 市長は、前2項の報告において疑義又は不明の事項がある場合は、これを調査し、被援助者の説明を求めることができる。

(援助金の返還)

第12条 市長は、次のいずれかに該当する場合には、既に交付した援助金の全額又は一部の返還を求めることができる。
(1) 虚偽、その他不正な手続きにより援助金の交付を受けたとき。
(2) 援助事業を途中で中止し、若しくは変更したとき又は実施しなかったとき。
(3) 暴力団員等に該当することが判明したとき。

2 市長は、前項第2号に該当する場合において、その理由が天災その他やむを得ない事情による場合は、その事情を考慮の上、援助金の返還を減額し、又は免除することができる。
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後3年（令和10年3月31日）を経過した場合において、この要綱の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

熊本市制100周年記念人づくり基金援助申込書

個人用

No.

対 象	1 環境 2 国際交流 3 社会福祉 4 文化 5 その他	受	年 月 日
内 容	1 海外研修 2 国内研修 3 その他	付	第 号

熊本市長(宛)

年 月 日

熊本市制100周年記念人づくり基金の援助を次のとおり申し込みます。

ふりがな			住 所	
氏 名			〒	
年 齢	年 月 日生(歳)		TEL:	
勤務先(職業)			E-mail:	
			研修中の 〒	
			連絡先 TEL	
実 施 期 間		実施場所(国・都市・研修場所等)		
年 月 日～				
年 月 日まで				
(年 か月)				
推 薦 者			援助希望額	円
肩 書・氏 名				

(1) 申請事業(研修等)の要旨

--

(2) 人づくり基金に申請した理由

(3) 申請事業の具体的内容（研修等の計画）

(4) 申請事業終了後の取り組み等

(5) 申請事業（研修等）の予算の説明

収 入	項 目	予算額 (円)	積 算 基 礎
	人づくり基金		援助希望額
	合 計		(注) 支出欄の合計額と一致させて下さい
支 出	項 目	予算額 (円)	積 算 基 礎
			※ 海外研修の場合、旅費の見積書を添付して下さい。
	合 計		(注) 収入欄の合計額と一致させて下さい

備 考 欄	
-------	--

(6) 過去の活動実績

--

摘要欄
(人づくり基金選定委員会)

--

(7) 勤務先の状況

項目	内 容			
研修中の身分の取り扱い	1 出張 5 退職	2 研修 6 その他 ()	3 休暇	4 休職
勤務先からの給与の支給	1 有	2 無	3 その他 ()	
勤務先からの旅費等の支給	1 有	2 無	3 その他 ()	
研修・留学終了後の身分	1 復職	2 退職	3 その他 ()	
同行者	1 有 (人)	2 無	3 その他 ()	

(8) 研修先の状況

項目	内 容	
研修先からの旅費等の支給	1 有 (具体的に:) 2 無	
研修先からの受入条件等	1 有 (具体的に:) 2 無	

(9) 暴力団員等の排除

暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な感性を有する者(団体の場合、当該団体の役員が暴力団員に該当する団体を含む。)でないことを誓約します。	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

(10) その他

他の助成制度への併願の有無	1 有	2 無
「人づくり基金」の援助実績の有無	1 有	2 無
添 付 書 類	(1) 入学・研修の証明書・通知書等	
	(2) 推薦書(1通)	
	(3) 住民票抄本(本人と確認できるもの)	
	(4) 証明写真 (")	
	(5) 市税滞納有無調査承諾書	
	(6) 渡航費用見積書(海外研修のみ)	
	(7) その他	

熊本市制100周年記念人づくり基金援助申込書

団体用

No.

対 象	1 環境 2 国際交流 3 社会福祉 4 文化 5 その他	受	年 月 日
内 容	1 海外研修 2 国内研修 3 その他	付	第 号

熊本市長 (宛) 年 月 日
 熊本市制100周年記念人づくり基金の援助を次のとおり申し込みます。

ふりがな			発足年月日	
団体名	代表者名	構成員数		
団体の所在地	〒 TEL	連絡担当者	氏名 住所 TEL: E-mail:	
実 施 期 間		実施場所 (国・都市・研修場所等)		
年 月 日～ 年 月 日まで (年 か月)				
推 薦 者 肩 書・氏 名			援助希望額	円

(1) 申請事業 (研修等) の要旨

--

(2) 人づくり基金に申請した理由

(3) 申請事業の具体的内容（研修等の計画）

(4) 申請事業終了後の取り組み等

(5) 申請事業（研修等）の予算の説明

収 入	項 目	予算額 (円)	積 算 基 礎
	人づくり基金		援助希望額
	合 計		(注) 支出欄の合計額と一致させて下さい
支 出	項 目	予算額 (円)	積 算 基 礎
			※ 海外研修の場合、旅費の見積書を添付して下さい。
	合 計		(注) 収入欄の合計額と一致させて下さい

備 考 欄	
-------	--

(6) 過去の活動実績

--

摘要欄
(人づくり基金選定委員会)

--

(7) 勤務先の状況

項目	内 容			
研修中の身分の取り扱い	1 出張 5 退職	2 研修 6 その他 ()	3 休暇	4 休職
勤務先からの給与の支給	1 有	2 無	3 その他 ()	
勤務先からの旅費等の支給	1 有	2 無	3 その他 ()	
研修・留学終了後の身分	1 復職	2 退職	3 その他 ()	
同行者	1 有 (人)	2 無	3 その他 ()	

(8) 研修先の状況

項目	内 容	
研修先からの旅費等の支給	1 有 (具体的に:) 2 無	
研修先からの受入条件等	1 有 (具体的に:) 2 無	

(9) 暴力団員等の排除

暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な感性を有する者（団体の場合、当該団体の役員が暴力団員に該当する団体を含む。）でないことを誓約します。	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

(10) その他

他の助成制度への併願の有無	1 有	2 無
「人づくり基金」の援助実績の有無	1 有	2 無
添 付 書 類	(1) 入学・研修の証明書・通知書等	
	(2) 推薦書 (1通)	
	(3) 住民票抄本 (本人と確認できるもの)	
	(4) 証明写真 (")	
	(5) 市税滞納有無調査承諾書	
	(6) 渡航費用見積書 (海外研修のみ)	
	(7) その他	

熊本市制100周年記念人づくり基金援助申込書 (褒賞用)

No.

対 象	1 環境 2 社会福祉 3 文化 4 その他	受	年 月 日
内 容		付	第 号

熊本市長 (宛)

年 月 日

熊本市制100周年記念人づくり基金の褒賞を次のとおり申し込みます。

褒賞を受ける者	ふりがな		住 所
	氏 名 〔 団体名 代表者名 〕		〒
	年 齢	年 月 日生 (歳)	TEL (自宅・携帯・勤務先)
	学校名・勤務先		E-mail :
自薦・他薦の別 (自 薦 ・ 他 薦)			
推薦者 肩書・氏名	印	推薦者連絡先 〒 TEL (自宅・携帯・勤務先)	
褒 賞 希 望 額	円		

褒賞を申請する理由

プロフィール / 主な活動実績 / 受賞歴など

暴力団員等の排除

暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な感性を有する者（団体の場合、当該団体の役員が暴力団員に該当する団体を含む。）でないことを誓約します。

- 〔添付書類〕
- 褒賞を受ける者の住民票等 (熊本市在住・在籍が確認できるもの)
 - 褒賞を受ける者の写真 (本人と確認できるもの)
 - 推薦書 (他薦の場合)
 - 市税滞納有無調査承諾書